

# 皆さまの地域にあるバス停への ベンチ設置を支援します

三田市では、地域の皆さまが必要とされる場所にバス停のベンチを設置していただきやすいよう、地域や公共交通事業者がバス停付近にベンチを設置する際の経費の一部を補助します。

## ■補助対象者

- ・地域団体（区・自治会、まちづくり協議会など）
- ・公共交通事業者

## ■補助額

- ・ベンチ1基を設置することに要する費用の2分の1（ただし、1基あたりの補助上限額は10万円）



※写真はイメージです

## ■補助申請回数

- ・1団体につき1基とし、補助対象年度内で1回限り

## ■申請方法

- ・三田市ホームページから申請様式をダウンロードしていただくか、市役所本庁舎5階交通まちづくり課で申請書等書類一式をお渡しいたします。
- ・詳しくは三田市ホームページをご覧ください。

## ■ベンチ設置費補助金に関するQ&A

Q. どんな場所に設置できるの？

- A. ①バス停の近くの個人の土地  
②バス停の近くの歩道等のうち、道路占用許可を受けた場所です。

Q. どんな費用が補助の対象になるの？

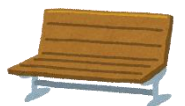
- A. ベンチ1基を設置することに要する費用（ベンチ本体、運搬費、設置費、消費税を含む。）

Q. 管理等は誰がするの？

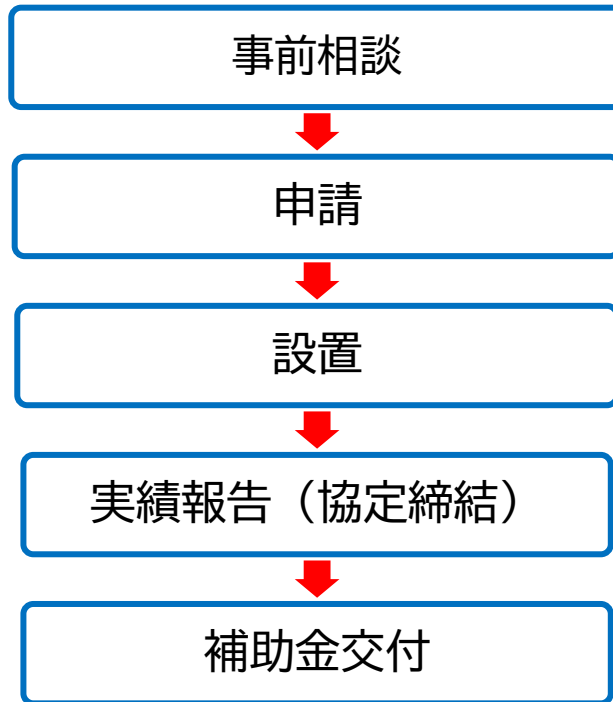
- A. 管理等は設置者（地域団体）でお願いします。

Q. 申請書はいつまで受け付け可能なの？

- A. 事業計画において令和4年度内に設置が完了する事業までが申請対象となります。



## ベンチ設置支援の流れ



まずは事前相談のご予約をお願いします。

ご予約はお電話〔三田市交通まちづくり課 079-559-5058（直通）〕にて承ります。

事前相談では申請書を提出していただく前に必要書類の確認や内容の確認を行い、申請がスムーズに進むように準備を行います。

### 確認事項一覧

✓	申請時に必要な書類
	1.補助金等交付申請書
	2.事業計画書又は事業概要書
	3.収支予算書
	4.ベンチ設置予定額のわかる書類(見積書など)
	5.設置場所の地権者等であることを証明することができる書類と土地利用同意書又は道路占用許可申請書
	6.設置位置図
	7.図面等ベンチの構造がわかるもの
	確認事項
	道路に設置の場合、道路管理者の占用許可が必要です。
	市と設置者の設置後の管理等を定めた協定書の締結が必要です
	広告を掲載する場合は、県市の景観条例を順守し、市へ屋外広告物の許可申請が必要です。
	広告収入はベンチ設置費及び維持管理費のみ充当可能です。

三田市ベンチ設置費補助金に関する問い合わせ先(事前相談予約)

三田市まちの再生部都市政策室交通まちづくり課交通調整係 TEL:079-559-5058

市ホームページ: [https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/35/hojo\\_josei/16843.html](https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/35/hojo_josei/16843.html)

